

絶滅からの回復・日米の法制度比較

日本獣医畜産大学 羽山伸一

	絶滅危惧種		準危惧種		法律 指定種	回復計画	
	米国	日本	米国	日本		米国	日本
哺乳類	63	47	9	16	2	47	2
鳥類	78	90	15	16	39	76	8
爬虫類	14	18	22	9	1	30	0
両生類	10	14	8	5	1	11	1

生物多様性国家戦略 具体策提案

絶滅のおそれのある動植物の密輸入を防止する施策を強化する。

背景：

トラフィックジャパン(WWFジャパンの野生生物取引調査部門)の調査結果により、日本の野生生物取引量が世界のトップレベルであるということが明らかにされた。例えば、1996年にはペットとして取引されるリクガメ頭数の世界の54.4%を日本が輸入している(資料参照 表1、図1) また、1999年6月、フクロテナガザル1頭と、4頭のオランウータンを違法に販売していた大阪のペットショップ経営者らが逮捕される事件があるなど、日本では希少な野生生物の違法取引が続いている(資料: 国内における条約対象種の違法取引摘発事例)。少なからぬ密輸・密売の実例が証明しているように、この大きな国内の需要は、海外に生息する特定の動植物の存続に、重大な影響をあたえることになるだろう。

密猟や密輸、密売を世界からなくし、国際取引という観点から、動植物の保全を進めていくためには、各国がワシントン条約を正しく施行することが必要である。そのためにも日本は、野生生物の販売や流通にかかわる国内法を整備し、輸出入の監視体制をより一層強化していかなければならない。

地球上のあらゆる生物はお互いに係わりあい、生命系としてひとつにつながっている。すべての種は生態系の一部として重要な役割を担っている。絶滅のおそれのある種を保護することは、人類共通の課題である。野生生物の消費大国である我が国は、国際的な責任を担っており、より厳しい規制を設ける時にきている。環境犯罪防止が重視されるなか、野生生物の不正取引の問題は国際的にも注目されており、我が国としても積極的に改善策に取り組むべきである。

WWFジャパンでは、日本における希少な野生生物の密輸・密取引の事例の分析と、日本の野生生物の輸入状況の分析から、上記提言 (A.不正に取引された標本の所持を禁止する国内施策を実施する、B.「種の保存法」の規制対象を拡大する、C.法執行機関の施行能力を強化する、) を実施することが、人類共通の課題である絶滅のおそれのある種を保護するために我が国として積極的に取り組むべきことであると考え。

手段：

A.不正に取引された標本の所持を禁止する国内施策を実施する。

ワシントン条約対象種で附属書 に規制されている種について、本人が合法性を証明できないときは所持を禁止し、特別保護措置として所持者から強制的に回収、個体を保護する。この措置は、税関および国内市場両方で適用する。これは、行政処分であり、所持者の罪状についてはその後検討する。具体的には、輸入規制の「外国為替および外国貿易法」と国内取引規制の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の両方で対処する。

< 行政保護措置までのステップ >

- 1.税関で動植物の外為法違反、または国内市場で種の保存法違反を発見する
- 2.合法的に入手したかどうかを所持者が証明する
- 3.所持者が善意の第三者であった場合、所持している標本は国のものとし、当該第三者が直前の販売

者または輸入者に損害賠償を請求できるようにする

4.所持者が証明できなかった場合は、緊急保護措置として国が所有する

5.所持者が証明できた場合は、その場で所持の登録をさせる

(現状)

ワシントン条約附属書1掲載種が税関または国内市場で見つかった場合、それが規制対象であることを税関または警察が立証し、本人に任意放棄を求める。生きた動物の場合、その個体が不正輸入されたものであることを法執行機関が立証するのは困難な場合が多く、捜査上の弱点になっている。

B. 「種の保存法」の規制対象を拡大する

ワシントン条約では、対象種のあらゆる部分(例: 内臓)が規制対象となっている。また、実際にその対象種かどうか科学的に証明できなくても、ラベルにその対象種であると記載されていれば、または含有されているとの記載があれば、容易に識別できるとして規制対象とみなす決議がでている。「種の保存法」でも、それに準じて、ラベルに記載されていれば規制対象とみなすなど、規制の対象を拡大すべきである。さらに、外来種の問題も考慮し、「種の保存法」の対象種を、条約対象種のみではなく、拡大する。

(現状)

日本では、ワシントン条約を施行するために、水際においては「外国為替および外国貿易法」および「関税法」にて対応しており、国内では「種の保存法」にて対応している。しかし、水際と国内での規制にはギャップがあり、ワシントン条約を効果的に施行するには「種の保存法」の改善の必要がある。例えば、「種の保存法」では、ワシントン条約対象種のうち、附属書掲載種とその一部の製品についてのみが規制対象となっており、規制対象が限られている。また、同法には条約の決議で求められている内容が盛り込まれていない。例えば、水際には条約対象種ということがラベルに記載されていれば、規制の対象となるが、「種の保存法」では規制の対象とならない。

C. 法執行機関の施行能力を強化する

野生動植物の密輸入を防ぐには、水際および国内市場での不正取引監視を強化することが重要である。そのためには、

- ・野生生物の識別マニュアルの作成、
- ・諸外国の施行体制の研修、
- ・インターネットによる情報交換
- ・ワシントン条約上特別な注意が必要とされる種についての情報収集、

など、税関職員を中心としたトレーニングを実施し、法執行者の能力育成を強化する必要がある。

添付資料:

表1 主なワシントン条約対象種の我が国の輸入量

表2 国内における条約対象種の違法取引摘発事例

表1 主なワシントン条約対象種の我が国の輸入量、1996

動植物	輸入量	世界取引の順位	世界取引に占める割合 (%)
生きた霊長類	5,374頭	2	21.6
生きたクマ類	42頭	1	30.7
ネコ科動物の毛皮	5,985羽	2	30.6
生きた鳥類	136,179羽	1	42.5
生きたリクガメ	29,051頭	1	54.5
爬虫類の皮	686,440枚	1	20.0
ワニ亜目の皮	160,831枚	2	17.0
爬虫類の皮のハンドバッグ	42,885個	1	52.2
石サンゴの骨	224,440 k g	1	42.2
ラン科植物	1,776,931株	2	18.2

資料：CITES trade Database,1999（1996年の輸入量の数字が違うのは、算出方法が異なることによる）

図 生きた鳥類（附属書、掲載）の輸入総数（羽）、1996

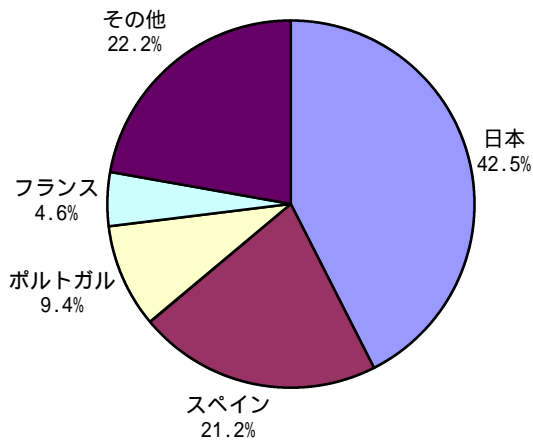


図 生きたリクガメの輸入総数（頭）、1996

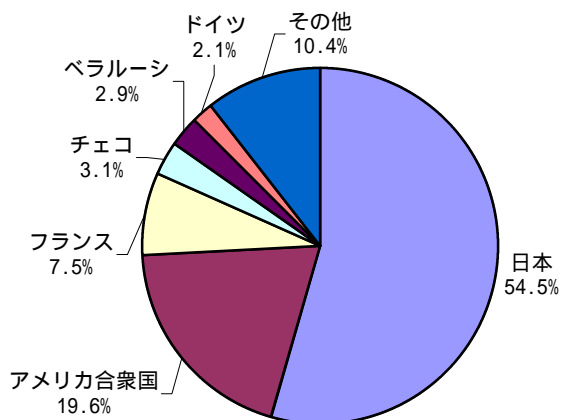


表1 国内における条約対象種の違法取引摘発事例（1995 - 2000年4月末日）

摘発年月日	和名/学名	数量	輸出国	発見場所	違法内容
1995/2/15摘発	アジ アロワナ	7尾	不明	高岡市熱帯魚店	種の保存法違反
1995/2/13摘発	ホシガメ	82匹	タイ	関西空港	関税法違反
	キタインド・ハコスッポン	30匹	タイ	関西空港	関税法違反
1995/5/25書類送付	ハミルトンガメ	2匹	不明	横浜市ペットショップ	種の保存法違反
1995/5/27摘発	ペンガムマコ	毛皮320枚	中国	横浜港	関税法違反
1995/6/16書類送付	サバクオトガメ	1匹	不明	昭島市ペットショップ	種の保存法違反
1995/8/7摘発	タイマイ	甲ら 2,700.65kg	インドネシア	大阪港	関税法違反
1995/9/28逮捕	アジ アロワナ	10尾	シンガポール	横浜市熱帯魚店	種の保存法違反
1995/11/1逮捕	エジプトリクガメ	(押収) 59匹	エジプト	静岡市ペットショップ	種の保存法違反
1996/1/27逮捕	ホシガメ	20匹	タイ	成田空港	関税法違反
	アルダブラゾウガメ	19匹	タイ	成田空港	関税法違反
1996/2/8逮捕	テカテカガメ	80匹	バングラデシュ	横浜市ペットショップ	種の保存法違反
1996/3/21摘発	タイマイ	甲ら115.3kg	シンガポール	成田空港	関税法違反
1996/4/1摘発	パンケキリクガメ	54匹	タイ	成田空港	関税法違反
1998/4/10摘発	タイマイ	甲ら 119.61kg	シンガポール	成田空港	関税法違反
1998/5/26逮捕	ホウセン	414株	メキシコ	成田空港	関税法違反
1998/9/7摘発	タイマイ	甲ら 65.711kg	シンガポール	名古屋空港	関税法違反
1999/3/15摘発	ホシガメ	4匹	タイ	成田空港	関税法違反
	エリガキリクガメ	2匹	タイ	成田空港	関税法違反
	エミスツアシガメ	1匹	タイ	成田空港	関税法違反
	スロリス	19頭	タイ	成田空港	関税法違反
	タカ	1羽	タイ	成田空港	関税法違反
	フクロウ	3羽	タイ	成田空港	関税法違反
	カブトカメロン	2匹	タイ	成田空港	関税法違反
	パームシベット	1頭	タイ	成田空港	関税法違反
1999/5/25摘発	ピューマ	1頭	不明	大阪市ペットショップ	大阪府条例
	サバル	1頭	不明	大阪市ペットショップ	大阪府条例
	メカネイマン	3頭	不明	大阪市ペットショップ	大阪府条例
	フロリダガザル	1頭	不明	大阪市ペットショップ	種の保存法違反
	オウゴン	4頭	不明	大阪市ペットショップ	種の保存法違反
1999/6/1摘発	ホウシャガメ	16頭	不明	横浜市ペットショップ	種の保存法違反
1999/10/21摘発	インドホシガメ	83頭	ミャンマー	成田空港	関税法違反
	モレニア	4頭	ミャンマー	成田空港	関税法違反
	エリガキリクガメ	1頭	ミャンマー	成田空港	関税法違反
	インドハコスッポン	4頭	ミャンマー	成田空港	関税法違反
1999/11/18摘発	マダガスカルホシガメ	7頭	バンコク	成田空港	関税法違反
	インドホシガメ	58頭	バンコク	成田空港	関税法違反
2000/4/26摘発	象牙	約500kg	シンガポール	神戸/成田税関	関税法違反

(出典：東京税関成田空港支署、大阪税関、神奈川県警、富山新聞、朝日新聞、大阪新聞)